

生乳受託販売に係る業務の委託契約（員外利用）

中国生乳販売農業協同組合連合会（以下「甲」という。）と〇〇農業協同組合（連合会）（以下「乙」という。）との間において、甲が員外利用契約する酪農経営の生乳受託販売に係る業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（業務の委託）

- 第1条 甲は、甲が員外利用契約する酪農経営の生乳受託販売に係る業務を乙に委託し、乙はこれを受諾する。
- 2 乙は、前項の業務を乙が指定する者に委託をすることができるものとする。

（委託の範囲）

- 第2条 甲が乙に委託する業務とは、次に掲げるものとする。
- 一 乳代精算に関連する業務
 - 二 乳代の振込
 - 三 生乳の安全・安心の確保に係る関連業務
 - 四 乳質検査業務並びに乳質事故時の対応
 - 五 甲乙間の情報伝達
 - 六 生乳生産・経営継続等に必要なた酪農振興事業
 - 七 その他、生乳の受託販売に必要な業務

（委託費）

- 第3条 委託費については、〇〇円/kg（乳価の〇〇％）とする。
- 2 甲は、当月分の委託費を翌17日に乙に支払う乳代金と併せて乙の指定する口座に振り込むものとする。ただし、金融機関が休日の場合は繰り下げる。

（契約の期間）

- 第4条 この契約の期間は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。
- 2 この契約の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲又は乙から相手方に対し契約の更新を拒絶し、又は条件を変更するのでなければ契約を更新しない旨の意思表示をしないときは、有効期間満了の際にこの契約と同一条件で新しい契約を結んだものとみなすものとする。

（契約の変更）

- 第5条 この契約は、契約有効期間中においても、甲又は乙から変更の申入れがあった場合には、甲乙合意の上、変更することができるものとする。

(契約の解除)

第6条 本契約は、甲乙相互に、解除の申入れがあった場合には、解除するものとする。2 甲は、乙が以下のいずれかに該当する者であることが判明したときは、本契約を解除することができるものとする。

- 一 暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者。
- 二 法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者。

(損害賠償)

第7条 故意又は過失によりこの契約に違反して相手方に損害を与えた者は、損害賠償の責任を有するものとする。

(その他)

第8条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 この契約又はこれに付随する取決めの全部又は一部につき疑義を生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。また、この契約又はこれに付随する取決めについて、甲乙両者の間に紛争が生じたときは、甲乙両者とも誠意をもってその解決に当たるものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 中国生乳販売農業協同組合連合会
代表理事会長 ○ ○ ○ ○ 印

乙 ○〇農業協同組合
代表理事組合長 ○ ○ ○ ○ 印